

第四十八号議案

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百合子

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例
東京都都市整備局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十七号）の一部を次のように改正する。
別表二の部備考一中「部分又は」を「部分若しくは」に改め、「しない場合」の下に「又は共用廊下等の部分を除く場合」を加える。

別表三の部五の項中

(1) 一戸建て住宅	イ 性能基準（省令第一条第一項第二号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。）による場合	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	三万四千四百円
		当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	三万八千四百円
		当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	一万七千七百円
		当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	一万九千百円

を

イ 住宅部分	(1) 一戸建て住宅					
(イ) 性能基準（省令第一条第一項第二号イ(1)及び同号ロ(1)又は同項第三号に定める基準をいう。）に	ハ 仕様基準（省令第一条第一項第二号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準をいう。以下この表において同じ。）による場合		ロ モデル住宅法（省令第一条第一項第二号イ(2)(i)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。）による場合		イ 性能基準（省令第一条第一項第二号イ(i)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。）による場合	
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの
十一万六千円	六万九千百円	一万九千百円	一万七千七百円	一万九千百円	一万七千七百円	三万八千四百円
に、						

イ 住宅
部分

(イ) 性能基準（省令第一条 第一項第二号イ(1)(i)若し くは(ii)及び同号ロ(1)又は 同項第三号に定める基準 をいう。以下この表にお いて同じ。）による場合						
(ロ) フロア入力法（省令第 一条第一項第二号イ(2)(ii) 及び同号ロ(2)に定める基 準をいう。以下この表に おいて同じ。）による場 合						
当該部分の床面積の合計が三 百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三 百平方メートル以上二千平方 メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三 百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五 千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が二 千平方メートル以上五千平方 メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二 百平方メートル以上二千平方 メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二 千平方メートル以上五千平方 メートル未満のもの
六万九千百円	十一万六千円	十九万六千円	二十八万一千円	三万三千百円	五万八千円	十万四千円

に改め、

ない。

十三 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（仕様基準による場合に限る。）について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。

別表三の部備考六中「認定申請手数料等」を「向上計画認定申請手数料等」に改め、同部備考六を同部備考十とし、同部備考五中「認定申請手数料等」を「向上計画認定申請手数料等」に改め、同部中備考五を備考九とし、備考四を備考六とし、備考六の次に次のように加える。

七 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

八 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の三の部三の項の規定により算出した額とする。

別表三の部中備考三を備考五とし、備考二を備考四とし、備考一を備考三とし、同部に備考一及び備考二として、次のように加える。

一 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の三の部一の項（一）の規定により算出した額とする。

二 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この表の三の部二の項(一)の規定により算出した額とする。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(提案理由)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第四号)の施行等に伴い、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に関する手数料に係る規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。